

基本方針		基本施策	事業数（単位：事業）※ 1		
			内訳		
			生活安全安心課	関係課所管	
1	消費者トラブルの未然防止の推進	消費者トラブルの未然防止及び拡大防止	31	26	5
		消費者被害の救済	13	11	2
		消費生活相談への対応力の向上	9	8	1
		小計	53	45	8
2	自ら考え行動する消費者の育成・教育	消費者教育の機会の提供	34	15	19
		消費者教育の支援体制の充実	11	10	1
		SDG s の推進に向けたエシカル消費の普及啓発	36	14	22
		分かりやすい情報発信の強化	31	16	15
		小計	112	55	57
3	消費生活における取引の適正化の推進	商品、サービス等の安全性の確保	26	12	14
		表示の適正化及び適正計量の推進	13	8	5
		事業者に対する指導及び関係機関との連携	24	11	13
		緊急時における消費生活の安定の確保	5	3	2
		小計	68	34	34
4	消費者施策の推進力を強化する連携	（他団体との連携）	21	13	8
		小計	21	13	8
合計			254	147	107

※1 1つの事業が複数の施策と結びついているため事業総数ではありません。

【参考】全国統一基準に基づく本市消費者行政予算について

一覧表の事業の予算額の中には予算額の一部となっているもの等があり、単純に合計額を算出することは出来ません。そのため本市消費者行政予算の全体像を正確に表すものとして消費者庁が実施している「地方消費者行政の現況調査(*1)」内で回答している全国統一基準の消費者行政予算(広義)の額(*2)を参考に掲載します。

令和6年度当初予算額 66,790 千円（うち、県補助額：4,675 千円）

令和5年度最終予算額 68,105 千円（うち、県補助額：4,919 千円）

前年度比 -1,315 千円（うち、県補助額：-244 千円）

*1. 全国の都道府県、政令指定都市、市区町村、消費者行政を推進している特別地方公共団体(広域連合、一部事務組合)を対象に行う組織、職員配置、予算、事業の動向等に関する調査



消費者庁HP「地方消費者行政の現況」

*2. 広義の消費者行政予算とは、消費生活相談窓口を所管する部署以外の関連業務を行う部署の予算も含めたものです。令和7年度の調査(令和6年度最終予算額・令和7年度当初予算額)については現在調査中です。最終的な結果は秋頃に発表されます。